



































## 1. 登録有形文化財(建造物)制度とは?

平成8年10月1日に施行された文化財保護 法の一部を改正する法律によって、保存及び活 用についての措置が特に必要とされる文化財建 造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録 する「文化財登録制度」が導入されました。

この登録制度は、近年の国土開発や都市計画 の進展、生活様式の変化等により、社会的評価 を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多 種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世 に幅広く継承していくために作られたもので す。届出制と指導・助言等を基本とする緩やか な保護措置を講じるもので、従来の指定制度(重 要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚 い保護を行うもの)を補完するものです。



この建物の特徴については、福山市鞆町伝統 的建造物群保存対策調査報告書にてまとめられ ております。

今回、登録申請のための調査を奈良女子大学 藤田盟児教授(専門:都市建築史・建築芸術学 分野)と研究室の学生の方に協力をいただいて 行っています。













## 3.保存のための応急修理

現在建物は老朽化しており、特に屋根の痛みが激しいです。ドローンによる空撮によって屋根の痛んでいる部分が判明し、雨漏り防止のための応急修理が必要になります。





本事業は、公益財団法人福武財団 2020年度「瀬戸内海地域振興助成」を受けて行っております。 福武財団 Web サイト https://fukutake-foundation.jp/